

第 72 回名古屋まつり広報業務委託仕様書

1 件名

第 72 回名古屋まつり広報業務委託

2 概要

第 72 回名古屋まつりの開催を告知するため、名古屋まつり協進会（以下「協進会」とする。）の指示に基づき、各種広報媒体のデザイン制作、印刷、製本、配送、また協賛の獲得を行うもの。

3 業務内容

以下の広報媒体を作成すること、なお、各媒体の納期・掲出期間については、別添「第72回名古屋まつり広報業務想定スケジュール」を参照すること。なお、納期・掲出期間はあくまで想定であり、状況により前後に変動する可能性がある。

また、後述の通り、広報に係る協賛獲得の業務も行うこと。

(1) 広報用画像

ア 業務内容

選定されたポスターデザインを基に、名古屋まつり公式ウェブサイトに掲載する画像を作成すること。

なお、jpg形式 pdf形式、illustrator形式の全ての形式で納品すること。

イ 規格（予定）

(ア) B1 サイズ 1 点

(イ) 745×300 ピクセル 1 点(名古屋まつりウェブサイトトップ画像)

(ウ) 63×34 ピクセル 1 点(名古屋まつりウェブサイトトップ画像)

※(イ) (ウ)については、サイズ変更の可能性あり

(エ) 770×1,800 ピクセル 1 点 (名古屋市ウェブサイトトップ画像)

(オ) 460×400 ピクセル 1 点 (名古屋市ウェブサイトトップ画像)

ウ 納期

(ア)～(ウ) 令和 8 年 6 月 8 日（月）（予定）

(エ)・(オ) 令和 8 年 6 月 12 日（金）（予定）

(2) 記念ドニチエコきっぷ券面デザイン

ア 業務内容

選定されたポスターデザインを基に、第72回名古屋まつり記念ドニチエコきっぷの券面デザインデータを制作すること。なお、ドニチエコきっぷの印刷は名古屋市交通局が行う。

ドニチエコきっぷのロゴや縦横比など、データ制作にあたり必要な情報や画像データは協進会から提供する。

なお、jpg形式 pdf形式、illustrator形式の全ての形式で納品すること。

イ 納期

令和 8 年 7 月 13 日（月）（予定）

(3) メインポスター

ア 業務内容

選定されたポスターデザインに基づき、各種サイズのポスターを作成すること。掲出する交通機関等が複数に及ぶことが決定した際には、交通機関指定の帯の追加など複数種類の版作成が必要となる。

(ア) B1判及びB2判（以上縦位置）とB3判（横位置）の版下作成

(イ) 名古屋まっりの雰囲気が伝わるデザインとする

(ウ) 名古屋まつりロゴを活用する

(エ) 文字校正2回、色校正2回（うち1回は本紙校正）（予定）

(オ) 印刷、仕分け、配送

(カ) サカエチカ通路ポスターの掲出および撤去作業

掲出作業予定日：令和8年9月30日（水）（予定）

撤去作業予定日：令和8年10月19日（月）（予定）

イ 規格

(ア) アート、コート以上

(イ) 4/6判 135 kg以上程度の紙質

(ウ) 一部のポスターについては不燃加工

ウ 数量

(ア) B1判 430枚（予定）（左の枚数内で、3種類の版作成あり）
うち40枚（程度）については不燃加工を行うこと。

(イ) B2判 550枚（予定）（左の枚数内で、1種類の版作成あり）

(ウ) B3判 6,700枚（予定）（左の枚数内で、3種類の版作成あり）

エ 納期

令和8年9月4日（金）（予定）

オ 配送先

230箇所程度（詳細は別途提示）

（参考）・名古屋市内 150箇所程度

・愛知県内（名古屋市除く） 70箇所程度

・愛知県外 10箇所程度

カ その他

(ア) 配送の際は協進会が用意する送付文を付け、宛先ごとに個包装すること。

(イ) 市役所納品分についても、サイズに関わらず宛先ごとに個包装すること。

（40箇所程度）

(4) 総合案内ガイドブック

ア 業務内容

第72回名古屋まっりの行事内容を網羅した総合案内ガイドブックを制作すること。

(ア) 企画、レイアウト等デザイン、イラスト・各種文章などの作成、写植、版下作成

- (イ) 掲載する協賛企業広告の製作、協賛企業との直接調整
- (ウ) 文字校正 3 回、本紙校正 1 回（予定）
- (エ) 印刷、折り加工、仕分け、梱包、配送

イ 規格

- (ア) A4 三つ折サイズ（展開 A3）
- (イ) 横に二つ折り後、巻三つ折
- (ウ) コート 4/6 判 90 kg 以上程度の紙質
- (エ) オフセットカラー 4 色刷り

ウ 数量

60,000 部（予定）

エ 納期

令和 8 年 9 月 4 日（金）（予定）

オ 配送先

370 箇所程度（詳細は別途提示）

- | | |
|---------------|----------|
| （参考）・名古屋市内 | 300 箇所程度 |
| ・愛知県内（名古屋市除く） | 60 箇所程度 |
| ・愛知県外 | 10 箇所程度 |

カ その他

- (ア) 名古屋の見どころ情報（観光情報等）を掲載すること。
- (イ) 過去の写真を使用する場合は、協進会から提供を受けること。
- (ウ) 納品時の包み方：最大で 1 包 100 部、ガムテープを使用すること。（ビニール紐は不可）
- (エ) 配送の際は協進会が用意する送付文を付け、宛先ごとに個包装すること。個包装したものを複数、ひとつの段ボールに梱包する際には、段ボールの外から内容物が判るよう封入した各宛先を記載すること。
- (オ) 市役所納品分についても宛先ごとに個包装すること。（70 箇所程度）

(5) 英文リーフレット

ア 業務内容

- (ア) 企画、レイアウト等デザイン、イラスト・各種文章などの作成、写植、版下作成
- (イ) 文字校正 3 回、本紙校正 1 回（予定）
- (ウ) 印刷、折り加工、仕分け、梱包、配送

イ 規格

- (ア) A4 サイズ
- (イ) 巻三つ折
- (ウ) コート 4/6 判 90 kg 以上程度の紙質
- (エ) オフセットカラー 4 色刷り

ウ 数量

3,000 部（予定）

エ 納期

令和8年9月28日(月)(予定)

オ 配送先

30箇所程度(詳細は別途提示)

(参考)・名古屋市内 22箇所程度
・愛知県内(名古屋市除く) 5箇所程度
・愛知県外 3箇所程度

カ その他

- (ア) 協進会から提供された原稿(日本語)をもとに英文に翻訳すること。(日本語3,000字程度)
- (イ) 過去の写真を使用する場合は、協進会から提供を受けること。
- (ウ) 納品時の包み方:最大で1包100部、ガムテープを使用すること。(ビニール紐は不可)
- (エ) 配送の際は協進会が用意する送付文を付け、宛先ごとに個包装すること。
- (オ) 市役所納品分についても宛先ごとに個包装すること。(15箇所程度)

(6) ポスター・ガイドブック等画像データ

ア 業務内容

公式ウェブサイトへの掲載や協進会で行う広報への活用のため、(3)メインポスター、(4)総合案内ガイドブック、(5)英文リーフレットの画像データを協進会へ納品すること。

なお、jpg形式 pdf形式、illustrator形式の全ての形式で納品すること。

イ 納期

令和8年8月28日(金)(予定):メインポスター(全種)
総合案内ガイドブック

令和8年9月18日(金)(予定):英文リーフレット

(7) SNS用PR動画

ア 業務内容

名古屋まつり公式ウェブサイトやInstagram、X等のSNSで配信するPR動画を制作すること。

イ 規格(予定)

動画:h1920×w1080pix 縦型 HD画質
mp4(h.264)形式 15秒

ウ 納期

令和8年8月28日(金)(予定)

(8) 写真グラフ作成

ア 業務内容

- (ア) 企画、レイアウト等デザイン、写真の選定、各種文章の作成、写植、版下作成
- (イ) 文字校正 3 回、本紙校正 2 回（予定）
- (ウ) 印刷、製本加工、仕分け、梱包、配送

イ 規格

- (ア) A4 サイズ
- (イ) 28 頁程度（表紙含む）（予定）
- (ウ) 掲載する写真は 150 点程度を想定
- (エ) コート 4/6 版 135 kg（表紙）90 kg（本文）以上程度の紙質
- (オ) オフセットカラー4色刷り
- (カ) 中綴じ製本加工

ウ 数量

1,000 部

エ 納期

令和 9 年 1 月 7 日（木）（予定）

オ 配送先

協進会（名古屋市観光文化交流局観光推進課内）

カ その他

- (ア) 協進会が提供した写真を使用すること。
- (イ) 宛先ごとに個包装すること。（20 箇所程度）

(9) その他

ア イラストデータの簡易な加工作業

上記(1)～(8)以外の広報媒体への簡易なデータ加工

(例示) ①ジェイアール名古屋タカシマヤにおける「スカイメディア」へのレイアウト調整

②サカエチカデジタルサイネージへのレイアウト調整

③記録映像で使用するポスターデザインのレイアウト調整

なお、①～②の納品は名古屋まつり開催の約 1 か月前、③の納品は名古屋まつり開催の約 2 か月後を想定。

①スカイメディア



②デジタルサイネージ



③記録映像



イ SNS 用動画の簡易な加工作業

サカエチカヒロバビジョンの掲出枠が確保できた場合は、(7)SNS 用 PR 動画を編集し、サカエチカヒロバビジョンで放映できる規格にサイズを調整すること。

幅や長さが合わない部分に開催情報が記載された帯などを追加する等での対応を想定。なお、実施有無の確定は8月頃を予定。また、掲出枠の確保については、委託業務に含まないものとする。



ウ データ共有フォルダの作成

校正データの授受については、クラウド上の共有フォルダを使用すること。なお、データ共有フォルダは、受託者が作成するものとする。

エ その他、協進会が広報にあたり必要と認めた作業で軽微なもの

(10) 協賛の獲得

上記(4)総合案内ガイドブックの紙面を活用し、企業等から 500,000 円以上（消費税額及び地方消費税額込み）の協賛金獲得に努め、経費に充てること。なお、協進会は過去の協賛企業一覧を提供する等協賛獲得に向け必要な協力を行うものとする。

ア 協賛獲得にあたっては、「名古屋市広告掲載要綱」第4条に準じること。

イ 獲得した協賛金は、受託者が直接、請求及び収受、領収書等の発行、並びにそれに付随するすべての事務を行うこと。

ウ 必要な収入印紙等の費用は受託者で負担すること。

エ 協賛実績は取りまとめた上で協進会へ報告すること。

4 事業費

(1) 協進会からの委託料

本件「第72回名古屋まつり広報業務」にかかる名古屋まつり協進会の委託料は 6,500,000 円（消費税額及び地方消費税額込み）を上限とする。

(2) 見積書の提出

協賛金 500,000 円以上（消費税額及び地方消費税額込み）の獲得を見込み、合計 7,000,000 円（消費税額及び地方消費税額込み）の事業規模で見積書を提出すること

5 業務遂行上の留意事項

(1) 業務の遂行にあたっては、協進会の指揮監督によるものとし、協進会と十分に調整を図り、協進会の了承のもとで業務の遂行にあたること。

(2) 仕様に定めのないことは、協進会と協議の上決定すること。

(3) 印刷物については、原則として「名古屋市グリーン購入ガイドライン」に基づき、再生紙などのグリーン商品を優先して使用すること。ただし、調達が困難な場合は協進会と協議すること。

(4) 下請等が必要な場合については、協進会と協議すること。

- (5) 制作にあたり必要な素材・データ等は、提供可能なものについては協進会より提供する。協進会と調整の上業務の遂行にあたること。
- (6) 制作した広報物の著作権は、全て協進会に帰属するものとする。
- (7) 広報物の完成データ（Adobe illustrator ai データ・PDF データ及び jpeg データ）を DVD にて提出すること。
- (8) 広報物のデータの第三者への提供について、協進会の指示があった場合は第三者に対してデータの提供をすること。ただし、協進会が、あらかじめ第三者を指定していた場合は、受託者は、指定された第三者から直接依頼があれば、データの提供をすること。
- (9) 受託者は本業務の遂行にあたり知りえた情報について、本業務の履行の目的以外に使用してはならない。また協進会の許可を得ることなく第三者に漏洩してはならない。
- (10) 協進会は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。その際の代金は、業務の履行状況に応じて協議のうえ、協進会が適当と認める部分について支払う。
- (11) 名古屋まつりの中止が決定した場合は、受託者は本業務の履行を可及的速やかに停止すること。その際の代金は、業務の履行状況に応じて協議のうえ、協進会が適当と認める部分について支払う。
- (12) 本件業務の遂行にあたって疑義が生じた場合は、協進会と十分協議して決定すること。
- (13) 妨害又は不当要求に対する届出義務
 - ア 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、協進会に報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
 - イ 受託者がアに規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることができる。
- (14) この契約による事務の処理の委託を受けた者は、この契約による事務を処理するに当たり、障害のある方に対して、別紙「障害者差別解消に関する特記仕様書」に則った対応を行わなければならない。
- (15) 受注者は、本業務を履行するにあたり、別紙「情報取扱注意項目」を遵守しなければならない。本業務を再委託する場合において、再委託に関するすべての責任は受注者が負わなければならない。
- (16) 受注者は、本業務を履行するにあたり、別紙「談合その他の不正行為に対する特約条項」を遵守しなければならない。
- (17) 受注者は、本業務を履行するにあたり、別紙「グリーン配送に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。
- (18) 受注者は、本業務の履行に関して、関係法令を遵守すること

情報取扱注意項目

(基本事項)

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「委託者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受託者は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第 7 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第 8 受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第 9 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

2 受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起らないようにしなければならない。

(報告等)

第10 受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第12 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 契約を解除すること。

(2) 損害賠償を請求すること。

(3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第 1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第13 受託者は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ委託者の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

2 受託者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、委託者から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。

3 受託者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。

4 受託者は、前3項に規定する事項のほか、番号利用法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。

※ 個人番号関係事務の場合は、第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者を「第2条第13項に規定する個人番号関係事務実施者」に修正する。

(電子情報の消去に関する特則)

第14 受託者は、委託者が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

2 受託者は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、委託者の確認を受けなければならない。

談合その他の不正行為に係る特約条項

(談合その他の不正行為に係る甲の解除権)

第1条 名古屋まつり協進会（以下「甲」という。）は、請負人（以下「乙」という。）がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (2) 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、甲が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）（以下「契約規則」という。）第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第2条 乙がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、請負代金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、請負代金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるとき。
- (2) 前条第1項第2号のうち、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

2 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

- 第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成30年名古屋市条例第61号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- 2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

- 第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

グリーン配送に関する特記仕様書

(基本事項)

第1 この契約の相手方（以下「契約業者」という。）は、本契約にかかる名古屋まつり協進会（以下「協進会」という。）への物品の納入に、自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合、名古屋市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者（以下「納入業者」という。）に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

(グリーン配送に使用する車両)

第2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- | | |
|---|---------------------|
| (1) 電気自動車 | (2) 天然ガス自動車 |
| (3) メタノール自動車 | (4) ハイブリッド自動車 |
| (5) 低排出ガス車かつ低燃費車 | (6) 燃料電池自動車 |
| (7) 車両総重量 3.5 t 超のガソリン車・LPガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 | |
| (8) クリーンディーゼル自動車 | (9) プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10) 低排出ガス車 | (11) 低燃費車 |
| (12) 超低PM排出ディーゼル車 | (13) LPガス貨物自動車 |
| (14) 車両総重量 3.5 t 超の新短期規制適合ディーゼル車 | |
| (15) その他、環境局長が認めるもの | |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車 NOx・PM 法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

(エコドライブの実施)

第3 自ら物品の納入を行う契約業者又は納入業者は、物品の納入にあたり、エコドライブの実施に努めなければならない。

(調査への協力)

第4 自ら物品の納入を行う契約業者又は納入業者は、物品の納入にあたり、名古屋市が別途交付する名古屋市グリーン配送適合車両届出済証又はグリーン配送実施計画届出済証を携帯するよう努めなければならない。また、協進会がグリーン配送に関する必要な調査を実施する場合は、その指示に従うこととする。